

離婚後もとの戸籍に戻る場合

離婚届

令和8年4月3日届出

埼玉県戸市長 殿

離婚届の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	氏名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
	生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日
	住所	埼玉県戸田市下前1丁目 20番地 2号 (ハイツ戸田101号室)	埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地の 16号
(2)	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 戸田 太郎	
	父母の氏名	夫の父 戸田 一郎 続き柄 母 鳥子 二男	妻の父 美笹 二郎 続き柄 母 風子 長女
(3)	離婚の種別	協議離婚	和解 年 月 日 成立 請求の認諾 年 月 日 認諾 調停 年 月 日 成立 審判 年 月 日 確定 判決 年 月 日 確定
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地 16番	みさき じろう 美笹 二郎
(5)	未成年の子の氏名	戸田 月子	
	親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
	(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれがどのようにしるしをつけてください。	離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

父母が婚姻中の場合、母の氏は省略になります

お子さんの名前はフルネームで記入してください。

未成年の子がいる場合は、チェックしてください。

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
-----------	---------	---------

連絡先 電話 (048) 441-1800 番
自宅・勤務先・呼出方

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。携帯電話でも構いません。

【必要なもの】

1. 調停離婚の場合は、調停調書の原本
審判離婚の場合は、審判書の原本及び確定証明書
和解離婚の場合は、和解調書の原本
協議離婚の場合は、協議調書の原本
判決離婚の場合は、判決書の原本及び確定証明書
2. 本人確認書類(免許証、パスポート等)
3. マイナンバー(個人番号)カード
4. 国民健康保険資格確認書(加入している方のみ)

【注意事項】

1. 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
2. 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)
3. 夫婦間の未成年の子については、親権者を決めてください。
4. 離婚届の届出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。
なお、住所変更手続きは取扱時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
5. 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
6. 外国人の方と離婚される場合や外国で離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。
7. 離婚届の届出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。

(6)	同居の期間	平成22年7月から 令和6年12月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7)	別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地 1号
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く) 1人から99人までの世帯(日々または日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年・・・令和 年・・・の4月1日から翌年の3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9)	夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
(10)	その他	署名は必ず本人が自署してください。印鑑の押印は任意です。
	届出人署名(押印は任意)	夫 戸田 太郎 印 妻 戸田 花子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名(押印は任意)	戸田 三郎 印 美笹 風子 印
生年月日	昭和53年3月5日 昭和22年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目 8番地 1号 埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地の 16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目 18番地 2番地の 16

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世帯を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。親子交流が、子の成長に必要であると認められる場合、協議離婚の場合も「取決めをしている場合も」にしるしをつけてください。

経済的に自立しない子について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 経済的に自立しない子：未成年の子については、取決めをしないでなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイトに掲載しています。

離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイトに掲載しています。

該当する子がいる場合は、この欄にチェックしてください。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

記入の注意

- 鉛筆や消しやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
- 1 台湾
 - 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- | | | | |
|---------|--------------|---------|---------|
| 調停離婚のとき | 調停調書の原本 | 和解離婚のとき | 和解調書の原本 |
| 審判離婚のとき | 審判書の原本と確定証明書 | 認諾離婚のとき | 認諾調書の原本 |
| 判決離婚のとき | 判決書の原本と確定証明書 | | |

離婚後も現在の氏を名乗り続ける場合

離婚届

令和8年4月3日届出

埼玉県戸市長 殿

離婚届の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1) 氏名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日
住所	埼玉県戸田市下前1丁目 20番地 2号 (ハイツ戸田101号室)	埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地の 16号
(2) 本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地番 戸田 太郎	
(3) 離婚の種別	協議離婚 調停 年 月 日成立 審判 年 月 日確定	和解 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日認諾 判決 年 月 日確定
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	この欄は空欄にしてください。 戸籍法17条の2の届の提出が別途必要となります。	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 戸田 月子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(6) 協定離婚で親権の定めをした場合	夫婦双方が協議離婚後も共同で親権を行使すること又は、 それぞれが単独で親権を行使することの意を理解し、真意に基づいて合意した。	

父母が婚姻中の場合、母の氏は省略になります。

お子さんの名前はフルネームで記入してください。

未成年の子がいる場合は、チェックしてください。

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
-----------	---------	---------

連絡先 電話 048 441-1800 番
自宅・勤務先・呼出方

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。携帯電話でも構いません。

- 【必要なもの】**
- 調停離婚の場合は、調停調書の原本
 - 審判離婚の場合は、審判書の原本及び確定証明書
 - 和解離婚の場合は、和解調書の原本
 - 認諾離婚の場合は、認諾調書の原本
 - 判決離婚の場合は、判決書の原本及び確定証明書
- 【注意事項】**
- 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
 - 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)
 - 夫婦間の未成年の子については、親権者を決めてください。
 - 離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
 - 届出に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
 - 外国人の方とご離婚される場合や外国でご離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。
 - 離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。

(6) 同居の期間	平成22年7月から 令和6年12月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地 1号
(8) 別居する前のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で営業している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)に勤務している世帯 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 別居していない場合や、住民登録を異動していない場合は、空欄で構いません。
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	署名は必ず本人が自署してください。印鑑の押印は任意です。
届出人署名(押印は任意)	夫 戸田 太郎 印 妻 戸田 花子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名(押印は任意)	戸田 三郎 印 美笹 風子 印
生年月日	昭和53年3月5日 昭和22年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目 8番地 1号 埼玉県戸田市美女木5丁目 2番地の 16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目 18番地 2番地 16番

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
取決めをしている。 まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話や期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合

経済的に自立
取決めをしている。 取決めをしていない。
 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、費用など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうち、次の地域のはじめに記載されている人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
- 台湾
 - パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- | | | | |
|---------|----------------|---------|-----------|
| 調停離婚のとき | → 調停調書の原本 | 和解離婚のとき | → 和解調書の原本 |
| 審判離婚のとき | → 審判書の原本と確定証明書 | 認諾離婚のとき | → 認諾調書の原本 |
| 判決離婚のとき | → 判決書の原本と確定証明書 | | |

離婚成立日から3ヶ月以内に提出してください。
一度この届を提出すると、旧姓に戻るには家庭裁判所の許可が必要となります。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)
令和 8 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長殿

77条の2の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	ト 夕 氏	ハナコ 名	昭和46年7月4日生
	住所 (住民登録して いるところ)	埼玉県戸田市下前1丁目2番地 番 20号 (ハイツ戸田101号室)		
(3)	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 番 筆頭者の氏名 戸田 一郎		
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏)		変更後(離婚の際称していた氏)
		戸田		とだ 戸田
(5)	離婚年月日	令和7年4月3日		
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	埼玉県戸田市下前1丁目2番地 番 戸田 花子		

【必要なもの】

1. 氏が変わる方…マイナンバーカード
2. 氏が変わる方で国民健康保険に加入されている方…国民健康保険資格確認書

【注意事項】

1. この届を提出しただけでは住所に異動は生じません。転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。
2. お名前の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。また、届出により氏名の文字が変わる

(8)	届出人署名	戸田 花子	印
	(押印は任意) (変更前の氏名)		

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先	電話 048) 4 4 1 - 1 8 0 0 番 自宅・勤務先・呼出 方
-----	---